いわき市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(素案)

2021 (令和3) 年3月 いわき市

【目次】

1. 計画策定の趣旨	
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
2. ごみの処理体制	4
(1) 計画処理区域	4
(2) 分別区分及び収集・運搬方法	4
(3) ごみ処理手数料	5
(4) ごみ処理体系	6
(5) ごみ処理施設	8
(6) 一般廃棄物処理業の許可	9
3. 現状と課題	10
(1) ごみ減量リサイクルの状況	10
(2) 数値目標の達成状況と課題	11
4. 目指すべき将来の姿と目標	14
(1) 目指すべき将来の姿	14
(2) 数值目標	15
5. 将来像を実現するための施策	17
取組の柱1 ごみ減量の更なる推進	18
主要な施策1-1 家庭系ごみ減量の推進	18
主要な施策1-2 事業系ごみ減量の推進	19
主要な施策1-3 食品ロス削減の推進	20
取組の柱2 ごみの適正処理による資源循環型社会の推進	21
主要な施策 2-1 リサイクルの推進	21
主要な施策2-2 分別の徹底	22
取組の柱3 安定的・効率的なごみ処理体制の構築	23
主要な施策3-1 安定的なごみ処理体制の整備	23
主要な施策3-2 効率的なごみ処理の推進	24
主要な施策3-3 災害廃棄物の処理体制の整備	24
6. 計画の進行管理	25
(1) PDCA サイクルによる継続的改善	25
7. 参考資料	26
(1) ごみ排出量の見込み	26
(2) ごみ処理コストの実績	28
(3) 市民アンケートの概要	29
(4) 市民意見募集 (パブリックコメント) の概要	30

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

2015 (平成 27) 年の国連サミットで「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択され、持続可能な世界の実現に向けて、先進国・途上国を問わず、様々な取組が進められています。

我が国においても、資源や環境に関する目標の達成に向け、様々な主体が循環型社会の形成に関する取り組みに力を入れており、特に、未利用食品・食べ残し等の食品ロスの削減に関しては、国を挙げて取り組んでいるところです。

本市においても、食品ロスをはじめとしたごみ発生抑制や、ごみの資源化による循環型社会の推進に向け、様々な取組を進める必要があります。

また、近年は大規模な自然災害が多発しており、本市においても、2011(平成23)年の東日本大震災、2019(令和元)年の東日本台風等と、10年間に2度の大規模自然災害を経験しています。

今後も、自然災害が多発することが予想されることから、様々な自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靭なごみ処理体制の構築に取り組むことが重要となっています。

(2) 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」)」第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

本計画は、一般廃棄物のうち、し尿・生活排水を除く"ごみ"を対象として策定するものであり、策定にあたっては、本市の基本構想・基本計画である「(仮称) いわき市総合基本計画」や環境施策に関する上位計画である「(仮称) いわき市環境基本計画(第三次)」、また国や福島県が策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点からごみ処理に関する基本的な方向性や目標、目標達成のための施策を取りまとめています。

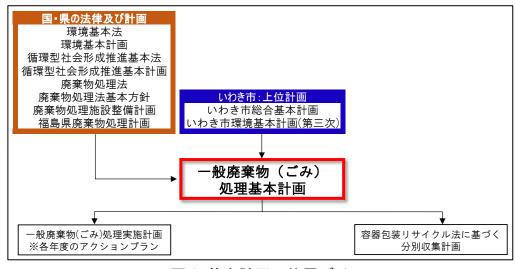


図 1. 基本計画の位置づけ

¹ 令和3年3月策定。市の環境分野の最上位計画であり、めざしていく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げている。

(3) 計画の期間

ごみ処理基本計画は、処理施設の整備・再編など中・長期的なスパンで取り組む施策も扱う関係上、計画期間は 10 年から 15 年程度とすることが望ましいとされています。この考え方を踏まえつつ、今回の計画期間については、前計画の計画期間、(仮称) いわき市総合基本計画や(仮称) いわき市環境基本計画(第三次)の計画期間とも整合を図り、2021(令和3)年度を初年度、2030(令和12)年度を最終年度とした 10 年間とします。

なお、中間年度となる 2025 (令和7) 年度に中間見直しを行うほか、計画策定の前提 となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて、随時見直しを行い ます。

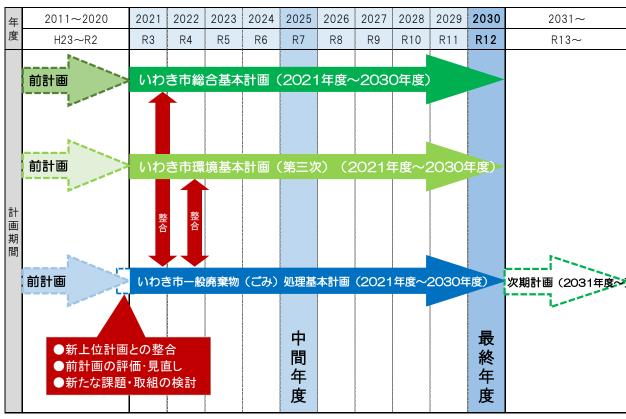


図2.計画の期間

SDGs(持続可能な開発目標)との関係

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) とは、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられており、2030 (令和 12) 年までに、経済・社会・環境の 3 つのバランスの取れた持続可能でよりよい社会を目指す国際目標です。

17 のゴール (意欲目標)・169 のターゲット (達成目標)・232 のインディケーター (指標) から構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」をスローガンに、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものとなっています。

廃棄物に関しては、意欲目標 12「つくる責任・つかう責任」と特に深く関わっており、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用により、廃棄物を大幅に削減すること等が盛り込まれています。

本市では、本計画で掲げる施策を着実に実施していくことで、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。







2. ごみの処理体制

本市のごみ処理体制は、次のとおりです。法令改正や本市のごみ減量化・再資源化施 策等を踏まえ、適宜変更を検討します。

(1) 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域を対象としています。

(2) 分別区分及び収集・運搬方法

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分は、次表に示すとおり、10分別14品目(古紙回収事業による分別区分を含む)としています。

家庭系ごみは集積所での収集を原則としています。また、家庭からの大型ごみは電話 受付による戸別有料収集としています。

表 1. 分別区分(2020(令和2)年現在)

1		
分別区分	内容(具体例)	収集回収
燃やすごみ	生ごみ、資源化できない紙くず、木くず、繊維くず、皮革類(合成も含む)、ゴム製品、靴、紙おむつ(汚物を取り除いたもの) 大・猫等の死体(分別区分上は「燃やすごみ」)	週2回
燃やさない ごみ	ガラス、果実酒用の空きびん、劇薬の空きびん、香水の空きびん、 陶器、せともの、電球、ホットカーペット(本体部分)、鏡等	6週に1回
容器包装プラスチック	カップ、パック、トレイ、ボトル (ペットボトルを除く)、フィルム、ラップ、袋、キャップ等のプラスチック製容器包装	2週に1回
製品プラス チック	容器包装プラスチック以外のプラスチック製品	6週に1回
かん類・ペッ トボトル	飲料用空きかん、缶詰用空きかん、調味料用空きかん、飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、整髪剤用等スプレー式空きかん、缶やびんのふた、缶詰のふた、ビール瓶などの王冠	2週に1回
びん類	飲料用空きびん、薬の空きびん(飲み薬)、化粧用空きびん、調味料用空きびん	2週に1回
小型家電·金 属類	掃除機、炊飯器、ポット、なべ (ホーロー製含む)、フライパン、 ワープロ、ラジカセ、三輪車、ドライヤー、時計、電話機等 刃物などの金属製品、小さい金属製品、その他の金属製品	6週に1回
廃乾電池	使用済みの筒型乾電池 (ボタン型、充電式は除く)	年2回
大型ごみ	タンス、自転車、机、椅子、ソファー等で長さが 60cm 以上 180cm 未満又は重さ 10kg 以上 50kg 未満のもの(ただし、スプリング 入りマットレスについては、長さ 210cm 以下のもの)、及び、市 が指定した品目(ファンヒーター、グリル付ガステーブル、電子 レンジ、チャイルドシート)。	を除く) の週 5 日で申込み毎
古紙類(5品目)	① 新聞紙、②段ボール、③雑誌、④紙パック ⑤その他の紙(①~④以外のリサイクルできる紙)	月1回

② 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、法令により、事業者自らの責任によって処理 することが義務付けられています。

このため、原則として許可業者による収集・運搬及び事業者自らによる運搬としており、少量排出者等からの燃やすごみ²に限り、有料の専用袋の使用を条件に市で処理を行っています。

③ ごみ出し困難者への支援

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、 家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える「ごみ出し困難者」の増加が予想されること から、ごみ出し困難者への支援のあり方を調査・検討します。

(3) ごみ処理手数料

本市のごみ処理手数料は次のとおりであり、家庭系ごみは、大型ごみ等を除き無料で 収集しています。

事業系ごみについては、原則として直接搬入する燃やすごみのみ、市において有料で 処理しています。

国は、ごみの排出抑制・再利用推進、排出量に応じた負担の公平化、住民意識改革のために、「収集家庭ごみの有料化」を促進しており、全国的にも有料化する自治体が増加しています。

市としては、「収集家庭ごみの有料化」については、市民・事業者・行政の協働による 減量努力を最優先に、現行制度を維持するとともに、市民とは異なり、自らによる処理 責任を有する事業者への適正負担が実現した後に、これらの効果を見極めたうえでの検 討課題とします。

≠ ე	ー・フ・カロェ	田工米山	(安克妥	ー・フ・ハ
オ ₹ ∠.	こみかい	甲手数料	(多姓糸	·こみ)

区 分	手数料の額		
市民が処理施設に搬入する廃棄物の焼却処	10 キログラムにつき 100 円		
分又は埋立処分に係る手数料	10 イログ / 公につき 100 円		
大型ごみの収集、運搬及び処分	大きさや重さにより1点につき		
人生こみの収集、連揄及の処力	520円、1,040円、1,560円の3区分		
犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び	1 体にへき 1 050 円		
処分	1体につき 1,050円		

表 3. ごみ処理手数料(事業系ごみ)

区分	手数料の額
市の処理施設へ直接搬入する場合の手数料 (燃やすごみ)	10 キログラムにつき 100 円
事業者専用袋での収集処理手数料	1 枚につき 150 円

² 従業員の飲食や嗜好により排出される汚れのついた紙・ティッシュ等の紙くず、弁当の食べ残し・茶殻等の生ごみ、ぞうきん・ ふきん等の繊維くず等。

(4) ごみ処理体系

燃やすごみと可燃系の大型ごみは、清掃センターで焼却処理し、焼却に伴い発生した 焼却灰は全量資源化しています。

燃やさないごみは、クリンピーの森及びクリンピーの丘(最終処分場)で直接埋立処分をしています。

資源ごみのうち、かん類、びん類、ペットボトルはリサイクルプラザ「クリンピーの家」で、アルミ缶、スチール缶、PETボトル、カレット(無色・茶色・その他)に選別した後、資源化しています。

容器包装プラスチックは、同処理施設で資源化できないものを除いた後、圧縮梱包処理を行い、指定法人³を経由して資源化を行っています。

製品プラスチックは、南部清掃センタースットクヤードにおいて、再資源化可・不可製品に選別した後、再資源化可能製品については、資源化しています。

廃乾電池は業者に委託して全量を資源化しています。

古紙類は紙類分別回収事業としていわき市古紙回収事業協同組合が回収し、直接資源化を行っています。

大型ごみ(不燃)、小型家電・金属類は、従来は、山田粗大ごみ処理施設において、破砕・選別をして、アルミと鉄は資源として回収していました。しかし、山田粗大ごみ処理施設の老朽化等により、令和2年度からは、破砕・選別せず業者に委託して資源化しています。





³ 容器包装リサイクル法第 21 条の規定により、再商品化業務を適切かつ確実に行うことができると認められ、主務大臣によって指定される法人

【ごみ処理の基本体系】

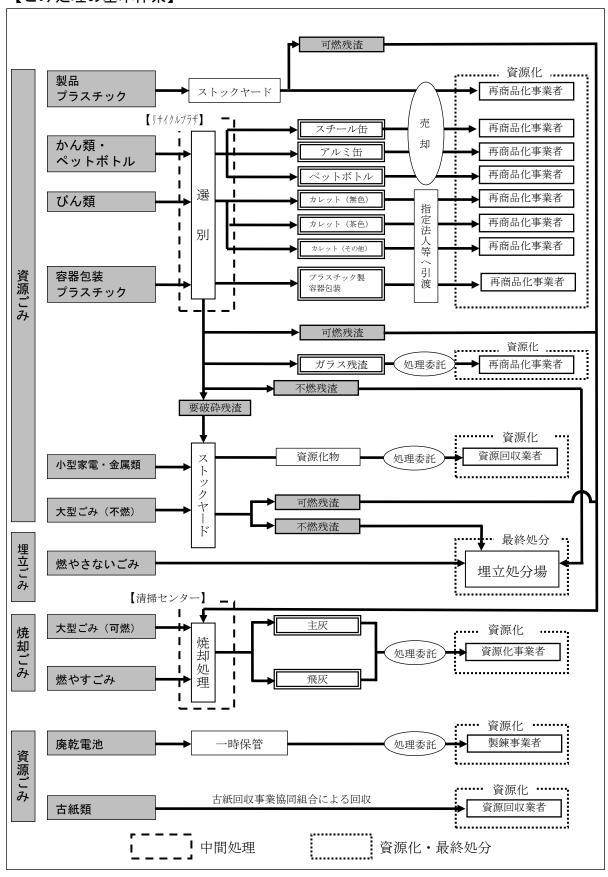


図3.いわき市のごみ処理フロー

(5) ごみ処理施設

① 焼却処理施設

前計画において、北部清掃センターは、老朽化が著しかったこと及び、焼却ごみが減少傾向にあったことから、「焼却施設の南部清掃センター1場化」を掲げ、検討を進めることとしましたが、東日本大震災等の影響から、当初計画していた焼却ごみ発生量の減量が困難な状況になったことから、2場体制を当面維持します。

なお、北部清掃センターは $2016\sim2018$ (平成 $28\sim30$) 年、南部清掃センターは $2015\sim2018$ (平成 $27\sim30$) 年に、長寿命化工事を実施しています。

施設名称	対象物	処理方法	処理能力	竣工年	
北郊津担みいた	燃やすごみ、大型ごみ(可	.L+: +π	300t/24h	昭和 55(1980)年	
北部清掃センター	燃)、各施設の可燃残渣	焼却	(150t×2炉)		
古が注目センカ	燃やすごみ、大型ごみ(可	.在土n	390t/24h	亚片 19(9000)年	
南部清掃センター	燃)、各施設の可燃残渣	焼却	(130t×3炉)	平成 12(2000)年	

表 4. 焼却処理施設の概要

② 資源化処理施設

施設供用当初と比較して、かん類の処理割合が減少し、ペットボトルの処理割合が増加したことにより、処理効率が低下したことから、2019~2020(令和元~2)年度に、かん、びん、ペットボトルの選別機械の更新工事を実施しました。

施設名称	対象物	処理方法	処理能力	竣工年
リサイクルプラザク	かん類、びん類、ペットボト		28t/日※1 (5 時間)	
リンピーの家 [※]	ル、容器包装プラスチック	選別	20t/日※2 (5 時間)	平成 9(1997)年

表 5. 資源化処理施設の概要

③ ストックヤード

大型ごみ(不燃)、小型家電・金属類の破砕・選別を行う山田粗大ごみ処理施設は、老 朽化等に伴い、令和2年度に破砕・選別せず業者に委託して資源化するためのスットク ヤードとして整備しました。

また、南部清掃センターストックヤードは、「製品プラスチック」などの資源ごみリサイクルの拠点として活用しています。

施設名称	対象物	処理方法	面積	竣工年
南部清掃センター ストックヤード	製品プラスチック	保管	405 m²	平成 20(2008)年
山田粗大ごみ ストックヤード	大型ごみ (不燃)、小型家電・ 金属類	保管	770 m²	令和 2(2020)年

表 6. ストックヤードの概要

^{※1} かん類、びん類、ペットボトル ※2 プラスチック製容器包装

④ 最終処分場

クリンピーの森は、土堰堤を全部で3段整備する計画であり、埋立が進んだことを踏まえ、令和2年度から2段目の土堰堤整備をしています。

また、クリンピーの丘は、残容量も少なくなっており、近い将来埋立が終了します。

表 7. 最終処分場の概要

施設名称	対象物	有効埋立容量	令和元年度 埋立量	令和元年 年度末残容量	竣工年
クリンピーの 丘	燃やさないごみ、 選別不燃残渣	520,000 m ³	609 m³	7,657 m ³	昭和 53(1978)年
クリンピーの 森	燃やさないごみ、 焼却灰、選別不燃 残渣	600,000 m ³	4,094 m³	156,327 m ³	平成 9(1997)年

(6) 一般廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法第7条5項及び第10項4の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、一般廃棄物の適正な処理の継続性・安定性並びに循環型社会の形成と、ごみの減量リサイクルを推進する観点から対応しています。

基本的な方針としては、現行の許可業者の状況及びごみ排出量の減少傾向が今後も続くと見込まれること等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を 精査した上での促進を基調とします。

なお、詳細については、毎年度策定する実施計画で定めるものとします。

⁻

⁴ 市町村長は、一般廃棄物処理計画に適合するものでない限り、一般廃棄物処理業の許可をしてはならないことになっている。

3. 現状と課題

(1) ごみ減量リサイクルの状況

前計画では、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、「1人1日あたりごみ排出量」、「焼却ごみ量」、「埋立処分量」、「リサイクル率」、「総費用」の5つの数値目標を設定し、目標に向けたごみ減量リサイクル施策を実施してきました。

この目標を達成するため、家庭系ごみ対策としては、搬入ごみの有料化や分別区分への「製品プラスチック」の追加、さらには、家庭へのごみ排出に関する理解を促すための、「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」改訂版の配布やごみ分別アプリの配信などの施策を展開してきました。

また、事業系ごみ対策としては、「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物へ区分変更するなどの減量リサイクル施策を実施しました。

さらに、リサイクル施策として、民間事業者による清掃センターの焼却灰(主灰・飛灰・)の全量リサイクルの展開などに取り組み、埋立処分量の削減とリサイクル率の向上に努めてきたところです。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
	搬入ごみ						引アプリ			
家庭系	有料化					検討	配信			
ごみ施策	分別区分に製品プラスチックを追加				「家庭ごる		・出し方ハン	ノドブッ		
事業系 ごみ施策	かん類・ペ容器包装ブ般廃棄物を	プラスチック								
	猶予期間]	本格実施							
				民	間事業者	によるし	リサイクリ	V		
リサイクル 施策		再開			拡大				主	灭
				再開	拡大				飛	灭

図 4. 直近 10 年で実施した主な減量リサイクル施策

_

⁵ 清掃センター (焼却施設) の炉の底に落下する燃え殻

⁶ 清掃センター(焼却施設)の燃焼ガスに含まれる灰であり、集塵施設で捕集される固体の粒子状物質。

(2) 数値目標の達成状況と課題

① 1人1日あたりごみ排出量

東日本大震災後に急増したごみ排出量は、その後、減少傾向で推移していましたが、 2019 (令和元) 年度、東日本台風等の影響により再び増加しました。

2019 (令和元) 年度の実績は、2020 (令和2) 年度の目標値を 66g/人・日超過しています。中核市平均は 946g/人・日 (2018 (平成 30) 年度実績) であり、これまで以上に、ごみの発生・排出抑制を図る必要があります。



図 5. 1人1日あたりごみ排出量

② 焼却ごみ量

焼却ごみ量は、「1人1日あたりごみ排出量」と同様に、減少傾向で推移していましたが、2019(令和元)年度に再び増加しました。

2019 (令和元) 年度の実績は、2020 (令和2) 年度の目標値を 13,135 トン超過しています。

目標を達成するためには更なる減量が必要であることから、適正分別による混入ごみの削減や、燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量・資源化等を図る必要があります。



図 6. 焼却ごみ量

③ 埋立処分量

2015 (平成 27) 年度の清掃センター焼却灰 (主灰・飛灰) のリサイクル拡大により、埋立処分量の実績は、2015 (平成 27) 年度以降、2020 (令和 2) 年度の目標値を達成し続けています。さらに、2018 (平成 30) 年度から焼却灰 (主灰・飛灰) の全量再資源化を実施しており、2019 (令和元) 年度の実績は目標値に対して、さらに 2,019t 削減しています。一方で、2019 (令和元) 年度から市民総ぐるみ運動の側溝清掃の再開に伴い、側溝堆積物を搬入しており、2018 (平成 30) 年度の実績より増加しました。



図 7. 埋立処分量

④ リサイクル率

焼却灰(主灰・飛灰)のリサイクル拡大により、再資源化量は増加しました。しかしながら、ペーパーレス化の影響等による古紙回収量の減少により、リサイクル率は2015(平成27)年度から、ほぼ横ばいで推移しており、2019(令和元)年実績で目標に対し、1.7 ポイント下回っています。ごみの発生・排出抑制を図ることを優先しつつ、再資源化の拡大に向けて調査・検討を進める必要があります。



図8.リサイクル率

⑤ 総費用

グラフ内の赤線は、前計画の 2020 (令和2) 年度目標を示しています。2019 (令和元) 年度実績で目標に対して、約4億円程度未達状態となっています。

前計画策定後はほぼ横ばい傾向にありましたが、焼却施設の長寿命化に伴い 2015 (平成 27) 年度に増加し、その後は、施設修繕に係る費用は減少していることから、ほぼ横ばいで推移しています。

しかし、震災後の環境変化により、前計画で掲げていた「焼却施設の南部清掃センター1場化」が困難な状況となったことから、焼却施設の2場体制を当面維持することとしました。総費用の約6割を占める焼却処理コストの主要施設である焼却施設の2場体制維持に伴い、当面の間は、総費用の大きな減少は困難な状況です。

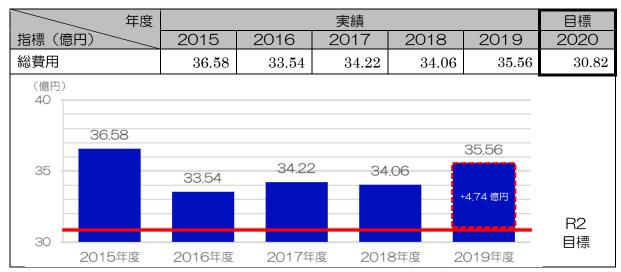


図 9. 総費用 (施設整備に関する減価償却費を除く)

4. 目指すべき将来の姿と目標

(1) 目指すべき将来の姿

本市では、これまで、将来世代に美しい環境を残すため、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を目指すべき将来の姿として掲げ、市民、事業者、行政のそれぞれの役割分担のもと、ごみの発生そのものを抑える(リデュース: Reduce)、ものを繰り返し使用する(リユース: Reuse)、廃棄されるものについても資源として再生利用する(リサイクル: Recycle)、いわゆる「3 R」のもと、ごみとして処分するものをできるだけ少なくし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会の形成に取り組んできました。

近年、国連サミットでは、2030年を目標年とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が 採択され、持続可能な世界に向けた国際協調が進展し、国においても持続可能な社会づ くりの方針と施策を定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されるなど、 国内外で循環型社会の形成へ向けた動きがより一層加速しているところです。

こうした社会情勢を踏まえ、将来像として「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を継承し、今後より一層、ごみの発生や資源の浪費をゼロに近づけるよう、市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働により循環型社会への取組を推進し、その具現化を図っていきます。

3R(スリーアール)とは?

3 Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字をとったものです。

- ・リデュース (Reduce: 発生抑制): 出るごみを減らす
- リユース (Reuse:再使用):そのまま使えるものは何度も使う
- ・リサイクル (Recycle: 再生利用):分別して資源として使う 平成12 (2000)年6月に公布された循環型社会形成推進基本法では、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順で3Rの優先順位が定められています。また、平成25 (2013)年には、第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取組が遅れていることが課題であると示されました。



(2) 数値目標

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、前計画で設定した数値目標を継承し、市民や事業者との協働により、達成に向けて各種施策を展開することとします。

なお、指標の実績については毎年度取りまとめ、廃棄物減量等推進審議会®などを通して公表するとともに、その達成状況に応じ、毎年度策定するアクションプラン「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」のなかで、新たな施策展開や既存施策の再構築を図ることとします。

① 1人1日あたりごみ排出量

・ ごみ全体の8割を占める焼却ごみを中心に削減を図ります。

表 8. 1人1日あたりごみ排出量の目標値

7	現状値	中間目標値	最終目標値
区分	(令和元年度)	(令和7年度)	(令和 12 年度)
目標値	1,016g/人・日	950 g/人・日	900 g/人・日
予測值※	_	1,003 g/人・日	998 g/人・日

計算式=古紙含むごみ排出量÷人口(10/1 現住人口)÷365or366

※2015 (平成 27) 年度から 2019 (令和元) 年度までの実績を基に試算した予測値



⁷前計画では、焼却施設1場化を前提に「総費用」も指標としましたが、当面2場体制を維持することとしたため、今計画では指標対象外としました。

⁸市民、事業者、学識経験者等の参加を得て、本市の実情にあった一般廃棄物の減量化等を推進していくための方策 についてコンセンサスを形成するため、「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき平成5年9 月に設置したもの。

② 焼却ごみ量

・ 市民や事業者への普及啓発や指導等を通じた、燃やすごみの約4割を占める生ご みの減量・資源化等を推進していくことで削減を図ります。

表 9. 焼却ごみ量の目標値

区分	現状値 (令和元年度)	中間目標値(令和7年度)	最終目標値 (令和 12 年度)
目標値	108,135 トン/年	96,100 トン/年	86,500 トン/年
予測値	_	101,208 トン/年	96,112 トン/年

計算式=「燃やすごみ」排出量+「大型ごみ(可燃)」排出量

③ 埋立処分量

・ 埋立処分しているごみの資源化により削減を図ります。

表 10. 埋立処分量の目標値

区分	現状値 (令和元年度)	中間目標値(令和7年度)	最終目標値 (令和 12 年度)
目標値	2,981 トン/年	2,500 トン/年	2,200 トン/年
予測値		2,664 トン/年	2,427 トン/年

計算式=「燃やさないごみ」排出量+各施設の不燃残渣

④ リサイクル率

- ・ 近年のペーパーレス化の影響等により古紙回収量が大きく減少傾向にあることから、今後、リサイクル率は減少していくものと予測されます。
- 埋立ごみや焼却ごみの資源化により、現状のリサイクル率の維持に努めます。

表 11. リサイクル率の目標値

区分	現状値 (令和元年度)	中間目標値(令和7年度)	最終目標値 (令和 12 年度)
目標値	22.4%	23%	22%
予測値		22%	20%

計算式=再資源化量/ごみ排出量

= (直接及び中間処理再資源化量+古紙量) / (焼却ごみ+埋立ごみ+資源ごみ+古紙量)

5. 将来像を実現するための施策

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、図 10. に示すとおり「ごみ減量の更なる推進」と「ごみの適正処理による資源循環型社会の推進」、「安定的・効率的なごみ処理体制の構築」を3本の柱として、各種施策を進めていきます。

さらに、3本の柱を下支えするように8つの主要な施策を構成し、特に本計画から新規で取り組む施策の中から、重点プロジェクトを4つ定め、重点的に取り組んで行きます。

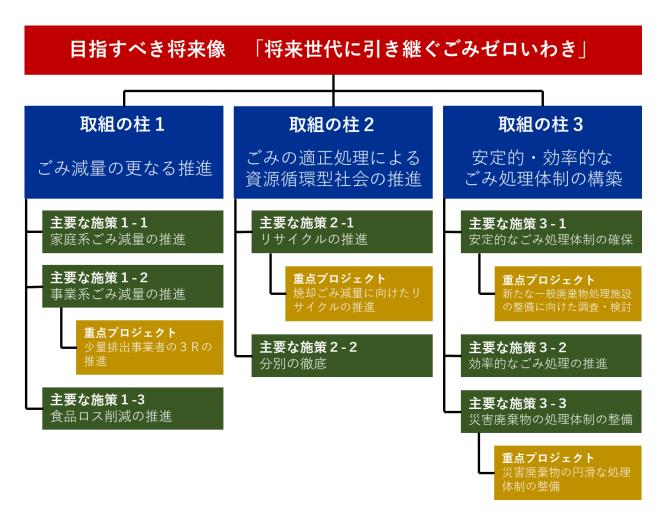


図 10. 施策体系

取組の柱1 ごみ減量の更なる推進

3 Rのうちでも、できる限りごみの発生・排出を抑制することが最優先に求められます。

ごみの処理量そのものが削減されるということは、焼却による CO2 の削減という環境負荷の低減だけでなく、ごみ処理システム全般にわたったコストの削減にも大きく寄与します。

家庭系ごみについては、市民一人一人が環境を意識して3Rを実践することが、また、 事業系ごみについては、事業者がその活動による排出者責任を踏まえ、より積極的・自 主的に3Rに取り組むことが必要となります。

そして、近年、国内外において関心が高まっている「食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。)」については、家庭と事業者の双方において発生しているところであり、消費者と生産者が各々の立場からこれを削減していくことが、ごみの減量を総合的に推し進めていく上で重要になります。

以上のことから、次の施策によりごみの減量の更なる推進を図ります。

主要な施策1-1 家庭系ごみ減量の推進

(1) 生ごみ発生・排出の抑制

家庭から排出される燃やすごみは、ごみ総排出量の約6割を占め、さらにその4 割程度を生ごみが占めています。

生ごみの発生・排出抑制の対策として、これまで、生ごみ処理機等の購入費の補助やごみ排出時の水きり徹底の働きかけ等を実施してきましたが、今後も市民が環境に関心をもって主体的に3Rに取り組むことができるよう、その支援や啓発を強化・継続していきます。

主な取組

- ・ 生ごみ処理機等購入費の補助
- ・ 水きり徹底に係る取組

(2) リユースの推進

これまでの使い捨てのライフスタイルが見直され、不用となったものが再使用されることにより、ごみの発生が抑制され、処理による環境負荷と費用の削減につながります。

このため、市民の積極的な再使用の実践を図るため、「リサイクルプラザクリンピーの家」において不用品の再生・提供等を行うほか、リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用を推進していきます。

主な取組

- ・クリンピーの家における不用品の再生・提供等
- リサイクルフェアでのフリーマーケットの開催
- リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用の呼びかけ
- ・イベントでのリユース食器の利用の呼びかけ



(3) 環境意識の高揚

市民の環境意識を呼び起こし、主体的な3Rの実践につなげていくため、環境負荷 低減やコスト削減の視点からごみ処理に係る情報を分かりやすく発信する等のほか、 「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」等の市民の自主的な美化活動を 継続して支援することにより、「ごみを拾う」から「ごみを捨てない」への市民の環 境意識の醸成も進めていきます。

主な取組

- 環境に関する積極的な情報発信(広報紙等の活用)
- ・環境に関する学習機会の創出
- 市民の自主的な美化活動の支援





主要な施策1-2 事業系ごみ減量の推進

(1) 多量排出事業者に対する指導

多量排出事業者(事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物の所有者及び管理者をいう。)に対して、事業者から提出される「事業系一般廃棄物減量計画書」に基づき、取組が不十分な事業者への指導等を実施することにより、事業系ごみの積極的な発生抑制及びリサイクル処理の推進を図ります。

主な取組

事業系一般廃棄物減量計画書に基づく指導等の実施

(2) 少量排出事業者の3Rの推進【重点プロジェクト】

少量排出事業者(多量排出事業者以外の事業者をいう。)が排出する事業系ごみは、 事業系ごみ量全体の8割以上を占めており、少量排出事業者のごみ減量の取組が、 事業系ごみの減量に大きな影響を及ぼします。

このため、少量排出事業者が排出する事業系ごみの実態を調査するとともに、環境産業における先進的な技術等の情報を提供することにより、食品残渣等の民間でのリサイクル処理を促進するなど、少量排出事業者の3Rの推進を図ります。

主な取組

- ・少量排出事業者のごみ排出に係る実態調査の実施
- 環境産業技術等の情報提供

(2) 事業系ごみの適正排出の徹底

事業系ごみに産業廃棄物が混入することを防ぐとともに、木くず及び古紙のリサイクル処理への誘導を進めるため、清掃センターにおける搬入物の検査を強化し、 事業系ごみを収集・運搬する一般廃棄物収集運搬業許可業者への指導を実施するほか、排出事業者に対しても周知を行うなど、適正排出を徹底していきます。

主な取組

- 清掃センターにおける搬入物検査の強化
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者への指導
- ・排出事業者への適正排出の周知・啓発

主要な施策1-3 食品ロス削減の推進

(1) 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減については、食品を無駄なく消費するという資源の有効活用や、 焼却処理により発生する温室効果ガスの低減の観点からも、積極的に取り組むこと が求められます。

食品ロスを総合的かつ効果的に削減するためには、事業者、消費者及び関係団体が食品ロス削減の重要性についての理解を深め、相互に連携を図りながら協力することが必要となります。

このため、食品ロス実態調査を実施するとともに、各々が主体的に取り組むことができるよう、「福島県食べ残しゼロ協力店」の市内事業者の加入や市民への周知、宴会等における3010運動®、使いきり、食べきり等を推進します。

また、余っている食品をフードバンク等に寄付する取組である「フードドライブ ¹⁰」についても、家庭や事業者において普及するよう、周知・啓発等に取り組んでいきます。

主な取組

- 食品ロス実態調査の実施
- 使いきり、食べきり等を推進する取組
- 宴会等における3010運動の推進
- •「福島県食べ残しゼロ協力店11」の周知
- フードドライブの支援





⁹ 宴会の開始後30分、終了前の10分は食事を楽しむ時間として、食べ残し削減を目的とした運動。

¹⁰ 家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

¹¹ 福島県で取り組む「もったいない!食べ残しゼロ推進運動」において飲食店、宿泊施設、食料品小売店等にむけた取組。 [https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/foodloss-nintei.html]

取組の柱2 ごみの適下処理による資源循環型社会の推進

ごみは、リサイクルにより新たな価値を持って生まれ変わることができることから、 まさに「ごみは資源」とも言える存在です。

地球の資源には限りがあるため、ごみの資源化により、持続可能な資源循環型社会の推進を図ることが重要です。

このため、発生したごみについては、埋立処理や焼却処理による環境負荷をできる限り低減させるため、ごみが資源として適正に循環的利用がなされるよう、環境産業と連携したリサイクル処理を推進するとともに、市民や事業者の適正なごみ分別の実践につながる取組を行います。

主要な施策2-1 リサイクルの推進

(1) 埋立ごみゼロに向けたリサイクル処理の推進

市の最終処分場に埋立処分することとなる焼却灰やびん選別残渣については、環境産業の優れた技術を活用したリサイクル処理を継続し、埋立処分量の削減と最終処分場の長寿命化を図ります。

また、市民総ぐるみ運動により発生する側溝土砂や陶磁器等についても、更なる 埋立処分量の削減を図るため、リサイクル処理の方法を調査・検討します。

主な取組

- ・焼却灰、びん選別残渣等の全量リサイクルの実施
- ・側溝土砂、陶磁器、ガラス等の処理方法等の調査・検討

(2) 焼却ごみ減量に向けたリサイクル処理の推進【重点プロジェクト】

焼却ごみは、ごみの総排出量の8割以上を占めており、焼却による CO2 の排出とコストの面からもその減量が極めて重要となります。

本市には環境産業に関する技術を持った事業者が集積しており、これらの事業者 との協働により、食品残渣や剪定枝等のバイオマスについて、民間におけるリサイ クル処理の流れを推進し、ごみ総排出量の削減につなげていきます。

主な取組

・環境産業との協働によるバイオマス事業の推進(食品残渣、 剪定枝等のリサイクル処理の調査・検討)

主要な施策2-2 分別の徹底

ごみ分別の徹底

排出されたごみの一部には、不適切な分別によるものがあり、本来リサイクルできるものが焼却ごみ等として排出されているものがあります。

このため、引き続き、ごみ組成調査により分別状況の把握に取り組むとともに、ご みカレンダー、ごみ分別ハンドブック、ごみ分別アプリ等によるごみ分別の周知、さ らには違反ごみに対する取残しの実施により分別を徹底し、リサイクル処理を推進し ていきます。

主な取組

- ・ごみ組成調査の実施
- ・ごみカレンダー、ごみ分別ハンドブック、ごみ分別アプリ等による周知
- ・違反ごみステッカーの貼付による取残しの実施





ごみ減量化意識の啓発等の一環として、市内の小学4年生全員に配布し、社会科の授業等において活用しています。





ごみの適正な分別排出や減量化を進めるため、「家庭ごみの分け 方・出し方ハンドブック」、「ごみ分別アプリ」などを活用しての 周知・啓発を図っています。

取組の柱3 安定的・効率的なごみ処理体制の構築

ごみ処理は、いつ何時も欠かせない基幹的な社会インフラであり、安定的な処理を行うことが行政の重要な責務です。

また、今後の人口減少やこれに伴うごみ量の減少を踏まえ、持続可能な財政運営のため、コストの削減に配慮しながら、効率的な処理を実現していくことが求められています。

さらに、近年は、自然災害が多発していますが、自然災害が発生した場合、通常のご み処理に加えて、災害ごみへの迅速な対応も求められます。

このため、災害にも対応できる、安定的・効率的なごみ処理体制の構築を図ります。

主要な施策3-1 安定的なごみ処理体制の整備

(1) 処理施設の長寿命化

処理施設については、老朽化に応じ、長寿命化を図り、計画的かつ効率的な維持 管理を推進することが重要です。

令和2年度までに、焼却処理施設及び資源化処理施設の長寿命化を図ったところであり、今後は、最終処分場「クリンピーの森」について、埋立期間の延長を踏まえ、その維持管理に必要となる水処理施設の長寿命化対策を講じていきます。

主な取組

・クリンピーの森(水処理施設)の長寿命化

(2) 新たな一般廃棄物処理施設の整備に向けた調査・検討【重点プロジェクト】

最終処分場については、「クリンピーの森」は、一定年数埋立可能な残容量が確保されていますが、「クリンピーの丘」の残容量が少なくなっており、近い将来、埋立が終了します。

また、大規模災害が発生した場合、埋立処分量が急激に増加し、残容量が著しく減少する恐れがあります。

このため、安定したごみ処理体制の構築に向け、長期的な視点から、新たな最終処分場の整備について、調査・検討を進めます。

焼却処理施設については、当面 2 場体制を維持するため、2015~2018(平成 27~30)年に、「北部及び南部清掃センター」の長寿命化対策を実施しました。

しかしながら、今後進行する老朽化を見据え、将来的な施設の更新又は統廃合を 検討する必要があることから、地域の実情に応じ、長期的な展望に立った施設のあ り方を整理するなど、その調査・検討を進めていきます。

主な取組

- ・ 最終処分場の整備の調査・検討
- 焼却処理施設の整備の調査 検討

(3) 処理困難物の適正処理に向けた調査・検討

リチウムイオン電池使用製品等について、適正な収集運搬や処分の方法を検討していきます。

主な取組

• 有害廃棄物等の適正処理の検討

主要な施策3-2 効率的なごみ処理の推進

(1) 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

「一般廃棄物会計基準¹²」に基づき、収集運搬、中間処理及び最終処分の各段階に おいて、コストを明らかにし、ごみ処理システムの効率化や適正な費用負担の検討 につなげていきます。

主な取組

・環境省「一般廃棄物会計基準」に基づくハード・ソフト面の コスト分析を実施

(2) 効率的なごみ処理の検討

経済性や効率性の観点から、ごみ処理システムにおける環境産業等の民間活力の 導入等を検討していきます。

主な取組

• ごみ処理における民間活力の導入の検討

主要な施策3-3 災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物の円滑な処理体制の整備【重点プロジェクト】

災害時においては、大量のごみが一度に排出される事態となりますが、生活環境の保全のため、通常のごみ処理はもとより、災害に起因するごみ処理も迅速かつ円滑に 実施しなければなりません。

東日本大震災や令和元年東日本台風等による水害への対応を踏まえ、市民及び事業者との協働により、迅速な仮置場の設置、円滑な災害廃棄物の排出及び収集等による 処理体制の整備を進めていきます。

主な取組

• 過去の災害対応を踏まえた災害廃棄物の円滑な処理体制の整備 (迅速な仮置場の設置、円滑な災害廃棄物の排出及び収集等)

¹² これまでのごみ処理コスト算定が、建設費の計上方法をはじめ自治体により様々であったことを踏まえ、環境省が策定したもの。平成 19 年 6 月に公表された。

6. 計画の進行管理

(1) PDCA サイクルによる継続的改善

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け着実に進んでいくため、市廃 棄物減量等推進審議会における議論などを軸に、PDCA サイクルに基づく進行管理を行 います。

毎年度、数値目標の達成状況や、各種減量リサイクル施策の進捗状況を点検・評価し、 各年度の実施計画で必要に応じ新たな施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、 施策の継続的な改善を図ります。

また、透明性のある点検・評価を行うため、こうした目標の達成状況・施策の進捗状況については毎年度取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

PDCA サイクル

Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検・評価)、Act (改善・見直し)の頭文字をとったもので、この手順の繰り返しによって、施策の継続的な改善を図る手法。

また、毎年度の進行管理(小さなサイクル)と、中間目標年度となる 2025(令和7)年度、最終目標年度である 2030(令和 12)年度を目途に、計画の継続的な評価・見直し(大きなサイクル)を行う。

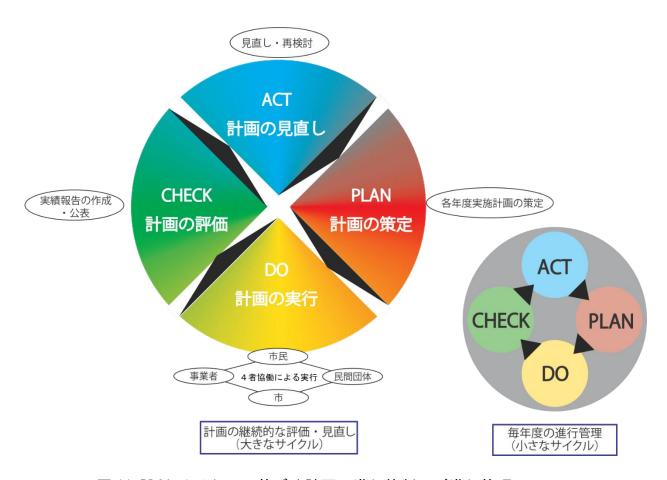


図 11, PDCA サイクルに基づく計画の進行体制及び進行管理のフロー

7. 参考資料

(1) ごみ排出量の見込み

2019 (令和元) 年度までの実績を基に試算した今後のごみ量は次のとおりです。

2019 (令和元) 年度のごみ総排出量実績は 126,510t/年(古紙を含む) となっています。それに対して、中間年度の 2025 (令和 7) 年度は 116,851t/年、最終年度の 2030 (令和 12) 年度は 109,092t/年になると見込まれます。

搬入形態別では、収集ごみ、搬入ごみ及び古紙回収が、それぞれ減少すると見込まれています。

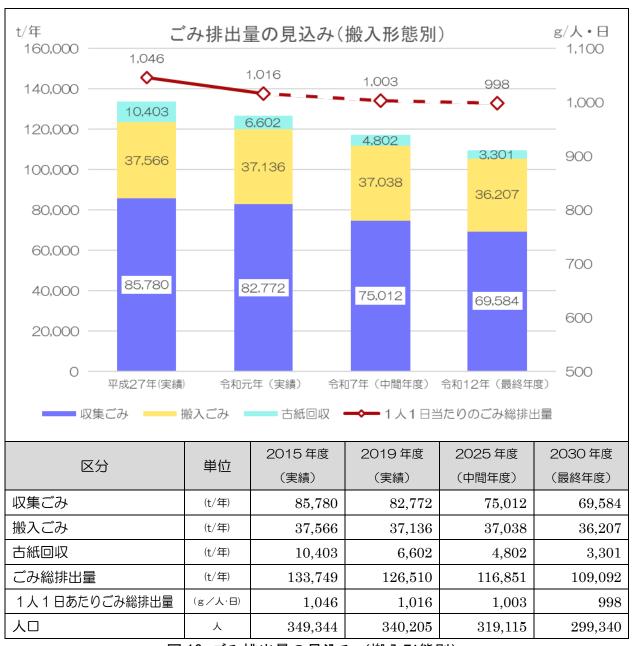


図 12. ごみ排出量の見込み (搬入形態別)

また、焼却ごみ(大型可燃ごみを含む)、埋立ごみ、資源ごみ(古紙回収を含む)の3 分類における性質別ごみ総排出量の見込みは、次のとおりです。

焼却ごみは、2019(令和元)年度 108,135 t/年であるのに対し 2025(令和 7)年度には、101,208 t/年、2030(令和 12)年度には、96,112 t/年になるものと見込まれています。

埋立ごみは、2019 (令和元) 年度 2,025 t/年であるのに対し 2025 (令和7) 年度には、2.484t/年、2030 (令和12) 年度には、2.280t/年になるものと見込まれています。

資源ごみは、2019(令和元)年度 16,350 t/年であるのに対し 2025(令和 7)年度には、13,159t/年、2030(令和 12)年度には、10,701t/年になるものと見込まれています。

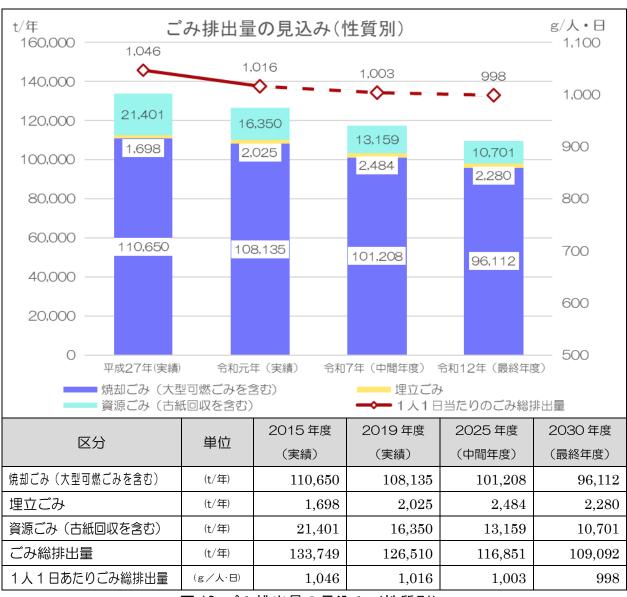


図 13. ごみ排出量の見込み(性質別)

(2) ごみ処理コストの実績

環境省がごみ処理事業に関する財務書類の標準的な作成手法として示した「一般廃棄物会計基準」に基づき、算出したごみ処理コストは次のとおりです。

市民1人あたりのコストは、2015 (平成27) 年度から、ほぼ横ばいにあります。 部門別にみると、もっともコストを要しているのは中間処理部門であり、総費用の約 6割を占めています。

	総行政	部門別費用(内訳)				1t	1人	
年度	コスト*	収集運搬	中間処理	最終処分	資源化	管理	あたり	あたり
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	巴
2015(H27)	4,962,665	1,138,890	3,076,839	324,259	248,187	174,489	37,104	14,206
2016(H28)	4,662,220	1,134,977	2,788,335	322,802	237,663	178,444	35,748	13,379
2017(H29)	4,730,103	1,142,244	2,821,700	333,812	242,508	189,838	36,756	13,685
2018(H30)	4,781,166	1,150,395	2,893,161	320,629	247,593	169,388	38,122	13,945
2019(R1)	4,921,034	1,172,426	3,021,862	310,544	250,547	165,656	38,898	14,465
千円 (棒グラフ) 円 (折れ線) 38,122 38,898 40,000								



図 14. いわき市のごみ処理コストの推移(施設整備に関する減価償却費を含む)

- ※「総行政コスト」は経常費用の総計を示します。
- ※四捨五入の関係で、総費用と部門別費用の計が一致しない場合があります。

(3) 市民アンケートの概要

市環境基本計画の策定にあたり、市が実施してきた施策に対する市民・事業者の満足度や環境に関連する事項に対する認識度、今後優先して実施すべき施策についての意識を把握するため、アンケート調査を実施し、ごみ処理に関する考え方等をお伺いいたしました。そのうち、市民アンケート結果の概要は次のとおりです。

対象者数	3,000 人	回答者数	1,054 人	回収率	35.1%
調査期間	2019(令	和元)年8月;	5日~8月31日	(27 日間)	

主な調査項目		回答結果(概要)			
	発生抑制に関	○家庭内での食品ロスについて、8割以上の方が「出来			
	する考え方	るだけ削減しようと考えている」と考えていますが、			
		4 割近くの方が買いすぎ等により賞味期限等を切ら			
		してしまうという結果となっています。			
		○また、6割近くの方が「水きりして減量してから燃や			
		すごみとして捨てる」と回答しています。			
 ごみ処理に関	ごみ収集回	○ごみを適正に処理するために、現在の 10 分別 14 🛭			
する考え方	収・資源化に	分、ごみ収集回収に対しては、8割以上の方が「現状			
9 05 A D	対する考え方	維持でよいと回答しております。			
		○家庭ごみ収集の有料化について、7割近くの方が導入			
		に不同意と回答する結果となっています。			
		○8割近くの方が、マイバックを使用し、レジ袋を使用			
		していない結果となっており、プラスチックごみの			
		分別を徹底していると回答しており資源化に向けた			
		市のごみ処理に協力いただいております。			

⑷ 市民意見募集(パブリックコメント)の概要

2020(令和2)年11月〇日から11月〇日まで、基本計画(素案)について、市民意 見募集(パブリックコメント)を実施しました。

実施後に作成

<u>いわき市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(計画期間 2021(令和3)~2030(令和12)年度)</u>

お問い合わせ いわき市生活環境部ごみ減量推進課

〒 970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

Tel 0246-22-7559 (直通) FAX 0246-22-7599

Email gomigenryo@city.iwaki.lg.jp

市ホームページ http://www.city.iwaki.fukushima.jp/